## 議事(1)設置要綱の改正【報告事項】

・改正内容:副委員長に、スマートシティ推進監を追加するもの(第3条関係)

・施行期日:令和4年4月1日

## 前橋市DX推進委員会設置要綱

令和4年4月1日伺定め

(設置)

第1条 前橋市におけるデジタルトランスフォーメーション (以下「DX」という。) を組織横断的に推進するため、前橋市DX推進委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

## (所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。
- (1) 前橋市DX推進計画の策定及び変更、進捗管理に関すること
- (2) DXの推進にかかる総合調整、各部における牽引に関すること
- (3) その他、DXの推進について必要な事項

## (組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長には副市長を、副委員長には未来創造部長、スマートシティ推進監その他委員 長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。